

銃刀法に関する大日本猟友会からの要望への対応案

1 平成24年の鳥獣被害防止特措法改正時に検討されていた事項

要望	要望理由	対応案	実施予定時期
① 技能講習の停止	技能講習を停止すべき	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全指導に重点を置いた講習となるよう見直しを実施する。 ・ 技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則第6条（技能講習の修了基準等）を改正する。 【国家公安委員会規則】 ・ 安全指導に重点を置いた講習の実施要領を策定する。 【通達】 	年内を目途に 規則改正・ 新年度から実施
	講習と言いながら実質的には試験		
② ライフル銃の所持 許可要件の緩和	有害鳥獣駆除にはライフル銃が必要 →「継続10年」を「継続5年」に緩和	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鳥獣被害対策実施隊の隊員が事業被害防止のためライフル銃の所持許可を受ける場合について、市町村等による保管・管理を求めている通達を見直し、所持許可者の自宅保管を認めることとする。【通達】 ○ 改正鳥獣保護法の認定鳥獣捕獲等事業者についても同様の措置を講じることとし、その具体的要件について、環境省と協議の上検討する。【通達】 	○年内のできる 限り早期 ○環境省の施行 準備とあわせて 実施
	事業被害防止の要件により許可を受けることが困難 →(例)鳥獣被害対策実施隊		
③ 所持許可の有効 期間の延長	手続の負担軽減のため、有効期間を3年から5年に延長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 複数丁の銃の更新時期が異なっている場合に、更新時期を揃えるための手続やうっかり失効を防ぐための注意喚起の方法を定める。【通達】 ○ 新たな許可証の交付を伴わない所持許可の更新について、添付書類や更新手続の合理化を図る。【内閣府令・通達】 	⑧とともに 実施

2 その他の要望事項

要望	要望理由	対応案	実施予定時期
<p>④ 医師の診断書の 作成主体の変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神科医等は偏在 ○ 精神科医等に行くことに抵抗感 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 銃刀法施行規則第10条を改正し、例えば「許可を受けようとする者の心身の状況について診断したことがある医師」を規定する。【内閣府令】 	<p>法改正(⑦) と同時</p>
<p>⑤ 許可申請時の調査 方法の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査は生活の平穩を侵害 ○ 銃の所在が他人に知れ、犯罪を誘発 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請者から聞き取り先を確認するなど運用を改善する。【通達】 	<p>年内のできる 限り早期</p>
<p>⑥ ライフル銃用実包 等の無許可譲受 数量の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 狩猟前の射撃練習に不十分 ○ 有害鳥獣駆除でライフル銃の使用機会が増加 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実態調査を踏まえて検討。 	<p>左同</p>
<p>⑦ 東日本大震災で 猟銃を亡失した 者の扱い</p>	<p>東日本大震災で猟銃を亡失した者については、ライフル銃の所持期間について特例があるべき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害により猟銃を亡失した者について、亡失前後の所持許可の期間が通算して10年以上であれば、ライフル銃の所持許可を受けることができるようにする。【法律】 	<p>臨時国会を 目指す</p>
<p>⑧ 許可申請時等にお ける書類の簡素化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請書類の記載事項が重複 ○ 教習資格認定申請と所持許可申請の添付書類が重複 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 記載事項や添付書類の見直しなどにより、申請書類の簡素化を図る。【内閣府令】 	<p>年内を目途に 規則改正・ 実施</p>
<p>⑨ 初心者講習申込み 時の対応の見直し</p>	<p>初心者講習の受講を申請する者に対し、欠格要件の審査が行われている</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 初心者講習の受講申込みがなされた場合には、欠格要件の審査等を行うことなく、受講させるよう都道府県警察に対し指示する。【通達】 	<p>年内のできる 限り早期</p>